

各位

熊本県知事 蒲島 郁夫

### 熊本県産アサリの出荷再開と識別表示について

今年1月下旬に発覚しました熊本県産アサリの産地偽装事案につきましては、2月8日に本県が行った県産アサリの緊急出荷停止措置により、「熊本県産」と表示された産地偽装アサリが全国の市場から一掃されたところです。この間、全国の皆様には、多大なる御心配をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

本県では、当該措置と同時に、産地表示に対する消費者の皆様からの信頼を取り戻すべく、国及び関係機関との協議を繰り返し、対策の検討を進めて参りました。そして、地元漁協や漁業者、小売店等、多くの関係者の協力を得、熊本生まれ熊本育ちの天然アサリを消費者にお届けする「熊本モデル」(※1)を構築し、いよいよ、本日から出荷を再開するに至りました。

本日以降、熊本県沿岸で漁獲された、正真正銘の純粋な熊本県産アサリは、「熊本モデル」の手続きを経て順次出荷されることとなります。出荷量に応じて、まずは熊本県内から、九州そして全国へとお届けできるよう、これからはしっかりと取り組んで参りますので、御理解と御支援のほど、よろしくお願いいたします。

なお、養殖アサリの生産地表示に関しては、一部、いわゆる「長いところルール」の適用により「熊本県産」と表示される可能性が残りますが、これら養殖アサリと純粋な熊本県産アサリを明確に区別できるよう、販売時の小売用パック等に、末尾記載の識別表示(※2)を貼っていただくこととしておりますので、会員様や関係団体様などへ幅広く御周知願います。

(※1) 熊本モデル：流過程の追跡・監視や販売協力店の認証制度などにより、県産アサリの産地偽装を防ぎ、純粋な県産アサリを消費者の皆様確実にお届けする熊本県独自の流通と販売の仕組みのこと。

詳細は熊本県HP (<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/94/124230.html>) を御参照。

(※2) 識別表示：各小売店におけるパック等に下記のくまモンシールを貼付。



#### 【問合せ先】

①熊本モデル、識別表示に関すること

熊本県農林水産部水産局 水産振興課

担当：那須、生嶋

TEL：096-333-2457

FAX：096-382-8511

②産地偽装に関すること

熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課

担当：横田、若杉

TEL：096-333-2290

FAX：096-382-7403

## いわゆる「長いところルール」により 「熊本県産」と表示されたアサリに関する注意喚起

令和4年2月以降、熊本県産アサリについては、出荷停止の措置を講じていたところですが、4月12日から熊本県沿岸で漁獲された、正真正銘の純粋な熊本県産アサリ(熊本県漁連や漁協が発行する「産地証明書」及び「識別表示※」付き)の出荷が再開されます。

つきましては、今般の純粋な熊本県産アサリの出荷再開にあたり、県漁連や漁協の「産地証明書及びQRコード」や「識別表示※」の確認を徹底してください。

また、いわゆる「長いところルール」により「熊本県産」と表示されたアサリが出荷される場合もありますので、純粋な熊本県産アサリと混同されないようご注意ください。

なお、いわゆる「長いところルール」により「熊本県産」と表示するためには、裏面の「食品表示基準 Q&A」を満たすことが必要となりますのでご確認ください。

※「識別表示」



### ○熊本県からのお願い

「熊本県産」と表示されたアサリのうち、県漁連や漁協の「産地証明書及びQRコード」や「識別表示※」がなく、疑わしいと思われた場合は、

産地偽装110番(096-333-2739)

に情報提供をお願いします。

裏面あり

## (参考)食品表示基準 Q&A(関係部分抜粋)

輸入した稚貝のアサリを国内において区画漁業権に基づき育成した場合の原産地表示の考え方及び国内における育成に係る根拠書類

1 農林水産省によれば、現在、アサリについては稚貝での輸入実態は確認されていません。したがって、輸入したアサリは成貝の状態で購入されたものと考えられるため、原則として輸出国を原産地表示することとなります。

なお、例外として稚貝のアサリを輸入し国内で区画漁業権に基づき長期間育成する場合には、最も育成期間の長い産地を表示することとなります。具体的には、農林水産省によれば、我が国においてはアサリの着底から採捕に至るまでの所要年数が概ね3年程度であることから、稚貝のアサリを輸入し、その後国内において区画漁業権に基づき1年半を超えて育成した場合、当該アサリの原産地は育成した産地名を表示することとなります。

2 この場合、原産地の表示が間違いでないことの根拠を示す書類として、稚貝のアサリの輸入及び国内における育成に係る根拠書類（行政機関等の求めに応じて表示の根拠を説明できる書類）を保存する必要があります。

3 具体的には、輸入業者や国内生産者が保存している

① 輸入したアサリに係る根拠書類として

(ア) 輸入したアサリの通関に関する書類（輸入許可通知書、産地証明書（CERTIFICATE OF ORIGIN）、その他通関に関する書類）

(イ) 輸入した稚貝のアサリを小分けする場合、実際に漁場に導入されたアサリと通関証明書を突合できる書類（ロット単位で番号管理することとし、小分けしても小分け後のアサリに番号を付与する等の対応が必要となります。）

に加え、

② 国内における育成に係る根拠書類として、

(ア) 区画漁業権の免許を受けた区域における漁場の利用状況が確認できる書類（漁場図、小間図、小間の番号、面積がわかるもの等）

(イ) 稚貝のアサリの搬入・搬出明細書（税関提出書類：小間別の搬入・搬出の記録）

(ウ) 小間毎の漁場へのアサリの導入日、導入数量の記録

(エ) 小間毎の漁場からのアサリの収穫日、収穫数量の記録

(オ) 区画漁業権の登録済証（区画漁業権の免許を漁協等が受けている場合には、育成をする者が当該区画漁業権を行使できる者か別途確認する必要があります。）

などが考えられます。

**※上記1～3を満たさない場合は「熊本県産」と表示できませんのでご注意ください。**

【食品表示基準(H27内閣府令第10号)】

水産物の原産地は、「国産品にあつては水域名又は地域名を、輸入品にあつては原産国を表示する」

例外(通称:長いところルール)

水産物を2か所以上で成育した場合、最も成育(蓄養)期間の長い場所を原産地として表示する。

厳格化

令和4年3月30日から

- ①「蓄養」を、「出荷調整用その他の目的のため、水産動植物を短期間一定の場所に保存すること」と定義
- ②「蓄養」の期間は貝類の全体の成育期間には含まれない。
- ③輸入アサリの原産地は、蓄養の有無にかかわらず輸出国となる。
- ④例外として輸入された稚貝のアサリを区画漁業権に基づき1年半以上育成(養殖)し、育成等に関する根拠書類を保存している場合には、国内の育成地を原産地として表示できる。